

家具転倒防止器具の 購入・取付を助成します



災害時、ご自身や家族の身を守るためには、家具の転倒防止の対策を行うなど、日ごろからの自助の取り組みが大切です。

甲斐市では、障がい者（児）がいる世帯に対して、平成27年度より家具転倒防止対策の取り組みを支援するため、転倒防止器具の費用を助成しています。

■ 対象となる方

- ① 身体障害者手帳1～4級の方
 - ② 療育手帳A・Bの方
 - ③ 精神障害者保健福祉手帳1・2級の方
 - ④ 障害年金1・2級が支給されている方
 - ⑤ 特別児童扶養手当・特別障害者手当・障害児福祉手当の認定を受けている方
- ※ 施設入所者は除きます

■ 助成内容

- ◎ 自身で器具を購入し取付を行う場合：上限額 2,500円
 - ◎ 取付を事業者に依頼する場合：上限額 7,500円
出張料（上限額 5,000円）＋器具購入取付費（上限額 2,500円）
- ※ 事業者は市の入札等参加資格を有する者に限りますので、事前にご確認ください。

【注意事項】

- ・購入後の申請は対象外となります。
- ・賃貸住宅の場合は、住宅所有者の承諾が必要です。
（申請書に記入・押印欄があります）
- ・同一世帯に市民税所得割46万円以上の方がいる場合は対象外となります。
- ・1世帯につき、1回限りの助成となります。
- ・上限額を超えた場合は自己負担となります。
- ・本年1月2日以降に転入された場合、世帯の所得課税証明書が必要になります。

■ 助成対象器具

- ①L型・平型金具
- ②チェーン・ワイヤー金具
- ③ポール式金具
- ④ストッパー式器具
- ⑤マット式器具
- ⑥家具ガラス飛散防止フィルム など

申請に必要なもの、申請場所、手続きの流れ等は裏面をご参照ください。

■ 申請時に必要なもの

下記の申請書類を揃えて、申請場所へ提出してください。（郵送でも可）

- ① 申請書 ②同意書 ③対象者の障害者手帳等の写し ④見積書 ⑤印鑑

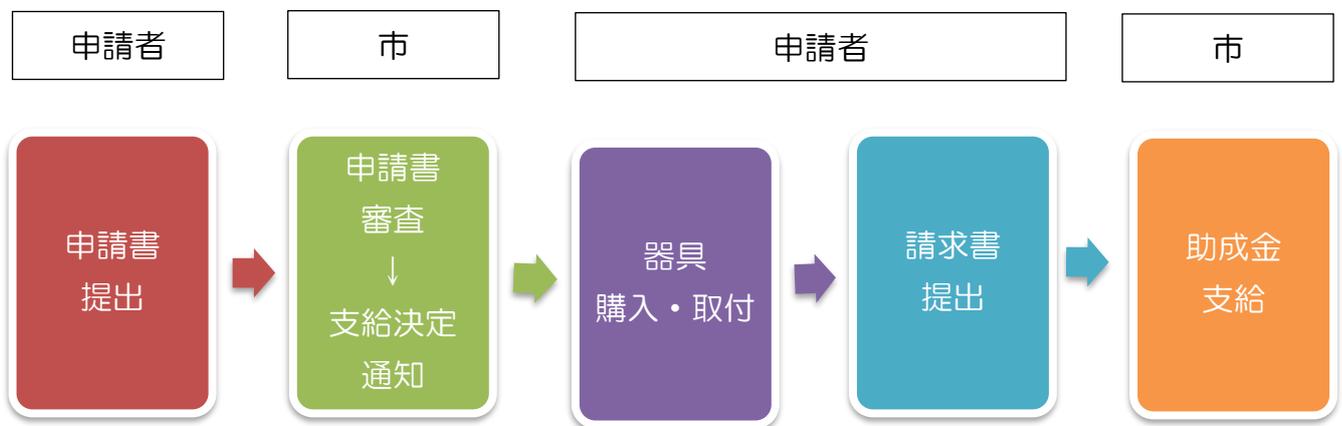
■ 申請場所

竜王庁舎 障がい者支援課 生活支援係 新館1階 12番窓口

敷島庁舎 地域課 福祉健康係 3番窓口

双葉庁舎 地域課 福祉健康係 1階 3番窓口

■ 手続きの流れ



※ 市の決定通知を受けてから、器具の購入手続きを行ってください。

※ 申請内容に変更がある場合や中止する場合は、手続きが必要ですのであらかじめご相談ください。（器具取付後の変更はできません）

■ 請求時に必要なもの

器具購入・取付後、下記の書類を揃えて、申請場所へ提出してください。（郵送でも可）

- ①請求書 ②印鑑

- ③器具費領収書（器具費単価・数量が確認できるもの）

（取付を事業者に依頼した場合は出張料等も確認できるもの）

■ お問い合わせ

〒400-0192 甲斐市篠原2610番地

甲斐市役所 福祉部 障がい者支援課 生活支援係

電話：055(267)7287

FAX：055(276)2113



甲斐市マスコットキャラクター